

国民体育大会(国民スポーツ大会)開催予定一覧

2018年12月13日

開催年	国民体育大会(国民スポーツ大会)					ブロック大会			
	回数	大会(季別)	開催地	会場	会期等	ブロック	開催県	ブロック	開催県
平成31年 〔2019〕	74	冬季大会	北海道	釧路市	平成31年1月30日(水)～2月3日(日)	東 北	山形	近 畿	奈良
				札幌市	平成31年2月14日(木)～17日(日)	関 東	千葉	中 国	島根
	本大会	本会期	茨城県	水戸市 他	2019年9月28日(土)～10月8日(火)	北信越	石川	四 国	愛媛
		(会期前)			2019年9月7日(土)～16日(月)	東 海	三重	九 州	佐賀
〔2020〕	75	冬季大会	青森県	八戸市・三沢市・南部町	2020年1月29日(水)～2月2日(日)	東 北	福島	近 畿	滋賀
			富山県	富山市・南砺市	2020年2月16日(日)～19日(水)	関 東	神奈川	中 国	鳥取
	本大会	本会期	鹿児島県	鹿児島市 他	2020年10月3日(土)～13日(火)	北信越	富山	四 国	香川
		(会期前)			2020年9月12日(土)～20日(日)	東 海	愛知	九 州	沖縄
〔2021〕	76	冬季大会	岐阜県			東 北	青森	近 畿	大阪
			愛知県			関 東	栃木	中 国	岡山
						北信越	長野	四 国	徳島
			秋田県			東 海	静岡	九 州	福岡
	本大会		三重県	津市 他	2021年9月25日(土)～10月5日(火)				
〔2022〕	77	冬季大会	未定			東 北	岩手	近 畿	京都
						関 東	東京	中 国	広島
	本大会		栃木県		内定	北信越	福井	四 国	高知
〔2023〕	78	冬季大会	未定			東 海	岐阜	九 州	熊本
		本大会	佐賀県		内定				
〔2024〕	79	冬季大会	未定						
		本大会	滋賀県		(開催申請書提出順序了解県)				
〔2025〕	80	冬季大会	未定						
		本大会	青森県		(開催申請書提出順序了解県)				
〔2026〕	81	冬季大会	未定						
		本大会	宮崎県		(開催申請書提出順序了解県)				
〔2027〕	82	冬季大会	長野県						
		本大会			(開催申請書提出順序了解県)				
〔2028〕	83	冬季大会	未定						
		本大会	群馬県		(開催申請書提出順序了解県)				
〔2029〕	84	冬季大会	未定						
		本大会	島根県		(開催申請書提出順序了解県)				
〔2030〕	85	冬季大会	未定						
		本大会	未定						
〔2031〕	86	冬季大会	未定						
		本大会	未定						
〔2032〕	87	冬季大会	未定						
		本大会	未定						
〔2033〕	88	冬季大会	未定						
		本大会	鳥取県		(開催申請書提出順序了解県)				

国民体育大会開催基準要項細則(改定版)

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42 頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

- (i) 成年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iii) ふるさと選手 (50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)

[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
 - (ii) 少年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - iii) 一家転住に係る者 (51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

 - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者 (52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
 - ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
 - ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
 - ⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53 頁) 及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁) に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
 - (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
 - ⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで (冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格 (コーチ 1～4、教師、上級教師) を保有している者とする。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県
- 選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。
- ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳 (中学 3 年生) とする。
- ① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

 - (i) 居住地を示す現住所
 - (ii) 勤務地
 - (iii) ふるさと (50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(52頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(51頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41競技)

① 毎年実施競技(37競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、

ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ
[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、
体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、
ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、
フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、
ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、
なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(3) 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、
バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、
自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、
ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、
ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

ボクシング、クレール射撃

2) 公開競技(7 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(4) 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	———	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(84 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。

② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(86 頁)によるものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開 催 要 望 書			
公益財団法人 日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。			
年	月	日	
		都道府県体育(スポーツ)協会会長名	印
		都 道 府 県 知 事 名	印
		都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 申 請 書		
公益財団法人 日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿		
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。		
年	月	日
都道府県体育(スポーツ)協会会長名		印
都 道 府 県 知 事 名		印
都道府県教育委員会教育長名		印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m²(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法
- ⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法
- ⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

(2) 各競技別実施要項

1) 期日

2) 会場

3) 種別(種目)及び参加人員

4) 競技上の規程及び方法

5) 予選方法

6) 参加資格等

7) 成績採点方法

8) 表彰の方法

9) 参加申込方法

10) 参加上の注意

11) その他

10 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 大会役員
- 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 4) 参加人員一覧表
- 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
- 6) 各競技の日程及び組合せ
- 7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員
- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程

- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

11 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に参加するなどの対応をとること。

〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 3－(1) ①オ(ア)
 - 3－(1) ②ウ“大学を除く”
 - 5－(1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 4、7－(1)(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
 - 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
 - 6－(2)－⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
 - 11－(1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
 - 第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
 - 第 3 項(1)②のエ()書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
 - 第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。
 - 第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。

- 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。
第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。
- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。
第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。
第 4 項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。
第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。
第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。
第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。
第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。
第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。
第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。

- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。
- (34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行する。
- (35) 本細則第 3 項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (37) 本細則第 3 項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改定し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。
- ・「第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - ・「第 10 項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、第 62 回大会より施行する。
- (40) 本細則第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「国体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第 60 回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第 63 回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。
 - ・ バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。
- (41) 本細則第 2 項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第 63 回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。

- (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。
- (47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
- (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25 日)、施行する。
- (55) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③-(ii)-(iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成 20 年 4 月 25 日改定し、施行する。
- (56) 本細則第 4 項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足 4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。
- (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
- (58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 1 日)より施行する。
- (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
- (60) 本細則第 3 項第 1 号-1)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③及び同 2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参

- 加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (62) 本細則第 4 項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成 21 年 12 月 16 日新設し、第 70 回大会より施行する。
- 第 2 項及び第 4 項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65 回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。
- (65) 本細則第 4 項(各季大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成 20 年 8 月 27 日制定)」)し、第 70 回大会より施行する。
- (66) 本細則第 1 項第 1 号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成 22 年 6 月 18 日改定し、第 66 回大会より適用する。
- (67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (68) 本細則第 2 項のサッカー競技施設基準については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (69) 本細則第 4 項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
- (71) 本細則第 3 項第 1 号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第 3 項第 1 号-2)-[注]、本細則第 3 項第 2 号-1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号-1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。
- (72) 本細則第 2 項のウェイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (73) 本細則第 4 項のウェイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。
- (75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。
- (79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (81) 本細則第 4 項のセーリング競技の実施種目については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 70 回大会より施行する。

- (82) 本細則第 2 項の自転車競技施設基準については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (83) 本細則第 4 項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (84) 本細則第 2 項の柔道競技施設基準については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (85) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (86) 本細則第 2 項のトライアスロン競技施設基準については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (87) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 69 回大会及び第 70 回大会より施行する。
- (88) 本細則第 4 項の第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (89) 本細則第 2 項のスキー競技施設基準については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (90) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (91) 本細則第 3 項(1)1)③及び④については、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、第 70 回本大会より施行する。
- (92) 本細則第 5 項第 3 号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015 年 1 月 1 日版)の発効に伴い、平成 27 年 3 月 12 日改定し、施行する。
- (93) 本細則第 4 項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 6 月 11 日改定し、第 72 回大会より施行する。
- (94) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 12 月 10 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (95) 本細則第 6 項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成 27 年 12 月 10 日に新設し、施行する。
- (96) 本細則第 4 項の第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技については、平成 29 年 3 月 8 日改定し、第 78 回大会より施行する。
- (97) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、施行する。
- (98) 本細則第 4 項の山岳競技名称については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日改定し、施行する。
- (100) 本細則は、平成 35 年 1 月 1 日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成 30 年 8 月 30 日改定し、施行する。
- (101) 本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成 31 年 4 月 1 日改定し、施行する。

国民体育大会開催基準要項細則（対比表）

2018/12/13

現行	改定
～省略～ 3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等) (1) 大会及びブロック大会 1) 参加資格 ① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者について、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。 (i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む) (ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に 1 年以上在籍していること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学 3 年生)に該当していること。 (iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。 [注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	～省略～ 3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等) (1) 大会及びブロック大会 1) 参加資格

- ② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。
- ③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。
- (i) 成年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

 - iii) ふるさと選手(50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
- [注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- (ii) 少年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - iii) 一家転住に係る者(51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

- iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

 - (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する

要領」(53 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。

(ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑧ 上記のほか、監督については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。

～省略～

〈 附 則 〉

～省略～

(100) 本細則は、平成 35 年 1 月 1 日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成 30 年 8 月 30 日改定し、第 78 回大会より施行する。

⑧ 上記のほか、監督については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1～4、教師、上級教師)を有する者とする。

～省略～

〈 附 則 〉

～省略～

(101)本細則は、平成 31 年 4 月 1 日からの日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成 31 年 4 月 1 日改定し、施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度

【平成 31(2019)年 4 月 1 日施行】

〈趣旨〉

1. 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）及び本会加盟団体等は、スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」を制定し、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献する。

〈目的〉

2. この制度の目的は、次のとおりとする。
 - (1) 公認スポーツ指導者によるスポーツ指導の体制を確立すること。
 - (2) 公認スポーツ指導者として求められる資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）に関する科目を体系的に編成した講習会等により公認スポーツ指導者を育成し、その資質能力の向上を図ること。
 - (3) 公認スポーツ指導者育成の基本コンセプト、3つの方針（受講者受入方針・養成講習会実施方針・資格認定方針）、資格の種類と役割及び権利と責務を明確にし、社会的信頼の向上を図ること。
 - (4) 地域別、競技別、種類別等、公認スポーツ指導者相互の連帯を深め、活動促進を図ること。

〈公認スポーツ指導者〉

3. 本会及び本会加盟団体等が育成する公認スポーツ指導者とは、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタード^aの考え方のもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者である。

〈種類及び役割〉

4. 公認スポーツ指導者の種類及び役割は、次のとおりとする。
 - (1) スポーツ指導者基礎資格
 - ・スポーツリーダー
地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者

^a プレーヤーズセンタード：プレーヤーを取り巻くアントラージュ自身も、それぞれの Well-being（良好・幸福な状態）を目指しながら、プレーヤーをサポートしていくという考え方。

(2) 競技別指導者資格

ア. スタートコーチ

総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングアシスタント（指導補助）として、上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する者

イ. コーチ 1

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する者

ウ. コーチ 2

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者

エ. コーチ 3

トップリーグ・実業団等でのコーチングアシスタント（指導補助）として、ブロック及び全国大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

オ. コーチ 4

トップリーグ・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

カ. 教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等で幅広い年齢層の多様なスポーツライフスタイルを志向する会員や利用者に応じたコーチングを行うとともに、当該施設等の日常運営業務にあたる者

キ. 上級教師

クラブや商業・民間スポーツ施設等における実技指導の責任者・チーフを担うとともに、当該施設等の企画・経營業務にあたる者

(3) メディカル・コンディショニング資格

ア. スポーツドクター

医師の立場からプレーヤーの健康管理、スポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

イ. スポーツデンティスト

歯科医師の立場からプレーヤーの健康管理、歯科口腔領域におけるスポーツ外傷・障害の診断、治療、予防、研究等にあたる者

ウ. アスレティックトレーナー

スポーツドクターをはじめコーチ等との緊密な協力のもとに、プレーヤーの安全・健康管理、スポーツ外傷・障害の予防、救急対応、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる者

エ. スポーツ栄養士

地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、プレーヤーの栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者

(4) フィットネス資格

ア. フィットネストレーナー

商業・民間スポーツ施設等において、プレーヤーに対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を主に職業として行う者

イ. スポーツプログラマー

地域スポーツクラブ等において、プレーヤーのフィットネスの維持や向上のための指導及び助言を行う者

ウ. ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う者

(5) マネジメント指導者資格

ア. アシスタントマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする者

イ. クラブマネジャー

総合型地域スポーツクラブ等において、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、クラブに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者

〈養成〉

5. 本会及び本会加盟団体等は、第5条第1号に定める公認スポーツ指導者として必要な資質能力を修得させるため、すべてのスポーツ指導者に共通して求められる資質能力に関する科目と、役割に応じて求められる専門的な資質能力に関する科目を体系的に編成し、前条各資格の養成講習会を実施する。

(1) 養成講習会のうち共催により実施する講習会は、次のとおりとする。

ア. 競技別指導者養成講習会（共催：本会加盟競技団体等）

イ. スポーツデンティスト養成講習会（共催：公益社団法人日本歯科医師会）

ウ. スポーツ栄養士養成講習会（共催：公益社団法人日本栄養士会）

エ. スポーツプログラマー養成講習会（共催：公益財団法人日本体育施設協会）

(2) 本会及び本会加盟団体等は、第1条に定める趣旨に賛同する者で、養成講習会を通じて、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードのもとに暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献する意欲がある者を、養成講習会の受講者として広く受け入れる。

(3) 各養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、講習・試験の免除、審査等の詳細については、別に定める。

(4) 講習・試験免除適応コース

別に定める講習・試験免除承認システムに基づき、所定のカリキュラムと同等の教育課程を設定していると本会指導者育成専門委員会が承認した大学（学部・学科等）、専門学校、その他団体等を講習・試験免除適応コースとすることができる。

(5) スポーツ指導者養成コース

別に定める養成コース申請基準を満たすスポーツ関連団体等をスポーツ指導者養成コースとすることができる。

〈認定〉

6. 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

(1) 本会及び本会加盟団体等は、第1条に定める趣旨に基づき、養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、以下の資質能力を身に付けた者を、公認スポーツ指導者として認定する。

- ・ スポーツの価値や未来への責任を理解することができる。
- ・ プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除できる。
- ・ 常に学び続けることができる。
- ・ プレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる。
- ・ 求められる役割に応じて、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導することができる。
- ・ 求められる役割に応じて、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる。

(2) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録手続きが完了した者を対象とする。

(3) 公認スポーツ指導者として認定された登録指導者は、本会及び本会加盟団体等の組織内指導者とする。

〈権利〉

7. 公認スポーツ指導者は、下記に掲げる権利を有する。

- (1) 本会が発行する情報誌及びスポーツ指導者手帳の受領
- (2) 本会及び本会加盟団体等が実施する研修事業への参加
- (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入
- (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用
- (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用

〈責務〉

8. 公認スポーツ指導者は、次の責務を負う。

- (1) 「スポーツ宣言日本」^bの趣旨を理解した上で、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
- (2) プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (4) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）に関する調査に誠実に協力すること。
- (5) スポーツの価値や未来への責任を理解し、スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。

〈処分〉

9. 公認スポーツ指導者が本会倫理規程に違反したと認められたときは、本会倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める基準により処分内容を決定する。

〈マスター称号〉

10. 公認スポーツ指導者としての資質能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等にあたる者として下記により推薦のあった者に対し、本会指導者育成専門委員会の審査を経て、マスターの称号を付与する。

- (1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成及び指導等にあたる者として、別に定める基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者
- (2) アスレティックトレーナーの指導及び育成等にあたる者として、別に定める基準に基づき、本会が推薦する者

〈協議会等〉

11. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、公認スポーツ指導者としての資質能力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策等について協議する。

- (1) 全国スポーツ指導者連絡会議

本会指導者育成専門委員会のもとに設置し、都道府県スポーツ指導者協議会の代表と中央競技団体等の指導者養育成部門の代表で構成する。主に公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営等について協議する。

- (2) 都道府県別スポーツ指導者協議会

都道府県体育・スポーツ協会の指導者育成に関する委員会のもと等に設置し、主に都道府県内における市区町村別・競技別の組織化の推進等について協議する。

^b スポーツ宣言日本：平成 23（2011）年 7 月に創立 100 周年を迎えた本会が、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）とともに採択した宣言で、嘉納治五郎初代会長の志を受け継ぎ、新たな 100 年に向けて、21 世紀のスポーツが果たすべき使命を謳ったもの。

(3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

本会指導者育成専門委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体等のスポーツドクターの代表で構成する。公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、主に活動促進、相互研修、情報交換、広報活動の推進等について協議する。

(4) アスレティックトレーナー連絡会議

本会指導者育成専門委員会のもとに設置し、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、プロスポーツ団体等及び本会に所属するアスレティックトレーナーの代表で構成する。公認アスレティックトレーナー相互の連絡を密にし、主に活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議する。

(5) その他

前各号については、それぞれ別に定める。

〈活動促進〉

- 1 2. 本会及び本会加盟団体等は、公認スポーツ指導者の活動促進と社会的信頼の向上を図るため、その資質能力の向上と指導体制の確立、各種活動促進方策の推進に努める。

〈移行措置〉

- 1 3. 平成31年4月1日時点で公認スポーツ指導者として認定されている者については、同日付で自動的にこの制度に移行するものとし、移行に伴う手続き等については、別に定める。

〈変更〉

- 1 4. この制度は、本会指導者育成専門委員会の承認を経て、本会理事会の決議により変更することができる。

〈附則〉

1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。
2. この制度は、平成元年2月8日から施行する。
3. この制度は、平成4年9月14日から施行する。
4. この制度は、平成5年9月27日から施行する。
5. この制度は、平成6年7月5日から施行する。
6. この制度は、平成10年10月1日から施行する。
7. この制度は、平成11年6月8日から施行する。
8. この制度は、平成12年3月7日から施行する。
9. この制度は、平成12年10月20日から施行する。
10. この制度は、平成17年4月1日から施行する。
11. この制度は、平成17年7月13日から施行する。
12. この制度は、平成20年3月5日から施行する。
13. この制度は、平成23年4月1日から施行する。
14. この制度は、平成24年11月7日から施行する。
15. この制度は、平成26年7月23日から施行する。
16. この制度は、平成30年4月1日から施行する。
17. この制度は、平成31年4月1日から施行する。

東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容**(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和**

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第75回国民体育大会（鹿児島県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第75回国民体育大会（鹿児島県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成23年度から平成24年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民体育大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。

第73回国民体育大会（冬季大会含）における競技会棄権理由一覧

【第73回国民体育大会冬季大会（山梨県・神奈川県・新潟県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
1	北海道	スキー	一身上の都合
2	岩手県	スキー	ケガのため
3	岩手県	スキー	ケガのため
4	岩手県	スキー	ケガのため
5	茨城県	スキー	ケガのため
6	栃木県	スケート	一身上の都合
7	群馬県	スキー	体調不良のため
8	千葉県	スケート	ケガのため
9	千葉県	スキー	ケガのため
10	富山県	スキー	ワールドカップ出場のため
11	福井県	スケート	体調不良のため
12	愛知県	スケート	ケガのため
13	京都府	スキー	ケガのため
14	京都府	スキー	体調不良のため
15	奈良県	スケート	体調不良のため
16	広島県	スキー	ケガのため
17	愛媛県	スケート	ケガのため
18	福岡県	スキー	ケガのため
19	大分県	スキー	一身上の都合

【第73回国民体育大会本大会（福井県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
1	北海道	自転車	体調不良のため
2	岩手県	陸上競技	ケガのため
3	岩手県	陸上競技	ケガのため
4	岩手県	レスリング	ケガのため
5	宮城県	陸上競技	体調不良のため
6	秋田県	陸上競技	ケガのため
7	秋田県	陸上競技	ケガのため
8	秋田県	ライフル射撃	一身上の都合
9	福島県	自転車	ケガのため
10	茨城県	バレーボール	一身上の都合
11	茨城県	自転車	ケガのため
12	茨城県	カヌー	ケガのため
13	栃木県	水泳	ケガのため
14	栃木県	陸上競技	ケガのため
15	栃木県	陸上競技	ケガのため
16	栃木県	ボクシング	体調不良のため
17	群馬県	水泳	ケガのため
18	群馬県	セーリング	体調不良のため
19	埼玉県	ボクシング	ケガのため
20	千葉県	バスケットボール	一身上の都合
21	千葉県	相撲	一身上の都合
22	東京都	柔道	ケガのため
23	東京都	陸上競技	体調不良のため
24	東京都	陸上競技	一身上の都合
25	東京都	陸上競技	一身上の都合
26	東京都	陸上競技	体調不良のため
27	東京都	陸上競技	一身上の都合
28	東京都	陸上競技	一身上の都合
29	東京都	陸上競技	一身上の都合
30	東京都	陸上競技	体調不良のため

No.	都道府県	競技	棄権理由
31	神奈川県	陸上競技	体調不良のため
32	神奈川県	陸上競技	ケガのため
33	神奈川県	水泳	体調不良のため
34	神奈川県	自転車	ケガのため
35	山梨県	ゴルフ	体調不良のため
36	山梨県	レスリング	ケガのため
37	山梨県	陸上競技	ケガのため
38	山梨県	山岳	体調不良のため
39	長野県	陸上競技	ケガのため
40	長野県	陸上競技	ケガのため
41	長野県	セーリング	一身上の都合
42	長野県	ライフル射撃	一身上の都合
43	長野県	ボクシング	ケガのため
44	富山県	レスリング	ケガのため
45	富山県	体操	ケガのため
46	富山県	陸上競技	ケガのため
47	富山県	陸上競技	ケガのため
48	石川県	バレーボール	体調不良のため
49	福井県	レスリング	ケガのため
50	静岡県	水泳	体調不良のため
51	静岡県	バレーボール	一身上の都合
52	静岡県	カヌー	体調不良のため
53	静岡県	カヌー	選手棄権のため
54	愛知県	陸上競技	ケガのため
55	愛知県	バスケットボール	ケガのため
56	三重県	水泳	ケガのため
57	三重県	陸上競技	ケガのため
58	滋賀県	水泳	ケガのため
59	滋賀県	トライアスロン	体調不良のため
60	京都府	馬術	馬のケガのため

【第73回国民体育大会本大会（福井県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
61	京都府	馬術	馬のケガのため
62	大阪府	自転車	ケガのため
63	大阪府	陸上競技	ケガのため
64	和歌山県	レスリング	一身上の都合
65	鳥取県	水泳	ケガのため
66	鳥取県	陸上競技	ケガのため
67	島根県	陸上競技	ケガのため
68	広島県	レスリング	ケガのため
69	広島県	ライフル射撃	一身上の都合
70	山口県	陸上競技	ケガのため
71	山口県	陸上競技	ケガのため
72	香川県	ホッケー	一身上の都合
73	香川県	陸上競技	体調不良のため
74	徳島県	カヌー	一身上の都合
75	愛媛県	ライフル射撃	ケガのため
76	愛媛県	自転車	ケガのため
77	愛媛県	自転車	ケガのため
78	愛媛県	レスリング	ケガのため
79	愛媛県	陸上競技	体調不良のため
80	愛媛県	陸上競技	ケガのため
81	愛媛県	陸上競技	ケガのため
82	愛媛県	陸上競技	ケガのため
83	愛媛県	陸上競技	ケガのため
84	愛媛県	バスケットボール	一身上の都合
85	高知県	フェンシング	一身上の都合
86	高知県	フェンシング	チームのメンバーの都合により
87	高知県	フェンシング	チームのメンバーの都合により
88	高知県	ライフル射撃	一身上の都合
89	福岡県	水泳	ケガのため
90	長崎県	陸上競技	ケガのため

No.	都道府県	競技	棄権理由
91	長崎県	陸上競技	ケガのため
92	熊本県	陸上競技	ケガのため
93	鹿児島県	レスリング	ケガのため
94	沖縄県	ウェイトリフティング	ケガのため

参加資格違反について

【事案 ①】

1. 対象者：本多 琢人（ほんだ たくと）
2. 都道府県：大分県
3. 競技：サッカー競技（成年男子種別）・選手
4. 概要：

(1) 大会・成績等：第 73 回大会九州ブロック大会・参加申込

当該選手は、第 73 回大会九州ブロック大会の参加にあたり、選手として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

参加申込み終了後、当該選手の参加資格のうち「所属都道府県」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、住民登録（住民票）が所属都道府県としていた「大分県」にないことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

〈規程〉「第 73 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと

(3) 競技会開始前の処分：

九州ブロック大会の開始前（競技会前）に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該選手＞

- ・ 第 73 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

＜当該チーム＞

- ・ 当該選手に係る代替選手の交代（変更）は認めない。

(4) 聴聞手続き等：

当該選手及び大分県体育協会、日本サッカー協会に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該選手：

第 73 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該選手の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人大分県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人日本サッカー協会：文書による「注意」処分とする。

【事案 ②】

1. 対象者：岩原 未歩（いわはら みほ）
2. 都道府県：愛媛県
3. 競技：バスケットボール競技（成年女子種別）・選手
4. 概要：

(1) 大会・成績等：第 73 回大会四国ブロック大会・参加申込

当該選手は、第 73 回大会四国ブロック大会の参加にあたり、選手として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

参加申込み終了後、当該選手の参加資格のうち「国内移動選手の制限」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、第 72 回本大会において、所属都道府県として居住地である「広島県」を選択し参加、第 73 回大会四国ブロック大会においては、所属都道府県として勤務地である「愛媛県」を選択し、参加申込したことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

＜規程＞「第 73 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ウ 第 71 回大会又は第 72 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 71 回大会又は第 72 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

以下、省略。

(3) 競技会開始前の処分：

四国ブロック大会の開始前（競技会前）に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該選手＞

- ・ 第 73 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

＜当該チーム＞

- ・ 当該選手に係る代替選手の交代（変更）は認めない。

(4) 聴聞手続き等：

当該選手及び愛媛県スポーツ協会、日本バスケットボール協会に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該選手：

第 73 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該選手の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人日本バスケットボール協会：文書による「注意」処分とする。

【 事案 ③ 】

1. 対 象 者：懸樋 朋子（かけひ ともしこ）
2. 都道府県：島根県
3. 競 技：サッカー競技（女子種別）・選手
4. 概 要：

(1) 大会・成績等：第 73 回大会中国ブロック大会・参加

当該選手は、第 73 回大会中国ブロック大会に選手として参加し、島根県は 2 回戦で敗退し、本大会出場枠は得られなかった。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

ブロック大会終了後、当該選手の参加資格のうち「国内移動選手の制限」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、第 71 回本大会において、所属都道府県として勤務地である「鳥取県」を選択し参加、第 73 回大会中国ブロック大会においては、所属都道府県として勤務地である「島根県」を選択し、参加したことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

＜規程＞「第 73 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ウ 第 71 回大会又は第 72 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 71 回大会又は第 72 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

以下、省略。

(3) 競技会終了後の処分：

中国ブロック競技会終了後に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該選手＞

- ・ 第 73 回大会（本大会）への参加を認めない。

(4) 聴聞手続き等：

当該選手及び島根県体育協会、日本サッカー協会に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項 (3) を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該選手：

第 74 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該選手の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人島根県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人日本サッカー協会：文書による「注意」処分とする。

【 事案 ④ 】

1. 対 象 者：東江 功子（あがりえ いさこ）
2. 都道府県：沖縄県
3. 競 技：ハンドボール競技（成年女子種別）・監督
4. 概 要：

(1) 大会・成績等：第 73 回大会九州ブロック大会・参加

当該監督は、第 73 回大会九州ブロック大会に、監督として参加し、沖縄県の成年女子は 1 回戦で敗退し、本大会出場枠は得られなかった。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

ブロック大会終了後、当該監督の参加資格のうち「日本スポーツ協会公認ハンドボール指導員」資格の保有について疑義が生じたため事実確認を行った結果、当該資格の有効期限が、2018 年 9 月 30 日で切れることが判明、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたと認められる。

〈規程〉「第 73 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ク「上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(3) 競技会終了後の処分：

九州ブロック大会の競技会終了後に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該監督＞

- ・ 第 73 回大会（本大会）への参加を認めない。

(4) 聴聞手続き等：

当該監督及び沖縄県体育協会、日本ハンドボール協会に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(3)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該監督：

第 73 回大会（本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該監督の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人沖縄県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人日本ハンドボール協会：文書による「注意」処分とする。

【事案 ⑤】

1. 対象者：経澤 耕達（つねざわ こうたつ）
2. 都道府県：栃木県
3. 競技：トライアスロン競技（成年女子種別）・監督
4. 概要：

(1) 大会・成績等：第 73 回大会・参加申込

当該監督は、第 73 回大会の参加にあたり、監督として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

参加申込み終了後、当該監督の参加資格のうち「国内移動選手の制限」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、第 73 回大会において、所属都道府県として「ふるさと」である富山県の県大会に選手として参加していたが、本大会においては、所属都道府県として居住地である「栃木県」を選択して参加申込したことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

＜規程＞「第 73 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

(3) 競技会開始前の処分：

本大会の開始前（競技会前）に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該監督＞

- ・ 第 73 回大会（本大会）への参加を認めない。

＜当該チーム＞

- ・ 当該監督に係る代替監督の交代（変更）を認める。

(4) 聴聞手続き等：

当該監督及び栃木県体育協会、日本トライアスロン連合に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該監督：

第 73 回大会（本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該監督の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人栃木県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益社団法人日本トライアスロン連合：文書による「注意」処分とする。

【事案⑥】

1. 対象者：笛 真人（ふえ まさと）
2. 都道府県：宮崎県
3. 競技：サッカー競技（成年男子種別）・監督
4. 概要：

(1) 大会・成績等：第73回大会九州ブロック大会・参加申込

当該監督は、第73回大会九州ブロック大会の参加にあたり、監督として参加し、宮崎県の成年男子は本大会出場枠を獲得した。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

ブロック大会終了後、当該監督の参加資格のうち「日本スポーツ協会公認サッカー上級コーチ（JFA 公認 A 級コーチ）」資格の保有について疑義が生じたため事実確認を行った結果、当該資格の有効期限が、2018 年 6 月 30 日で切れていたことが判明、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたと認められる。

〈規程〉「第73回国民体育大会実施要項 総則」

第5項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ク「上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(3) 競技会終了後の処分：

九州ブロック大会の競技会終了後に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第4条及び第5条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該監督＞

- ・第73回大会（本大会）への参加を認めない。

＜当該チーム＞

- ・当該監督に係る代替監督の交代（変更）を認める。

(4) 聴聞手続き等：

当該監督及び宮崎県体育協会、日本サッカー協会に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第3条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向確認したところ、3者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条2項(3)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該監督：

第73回大会（本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該監督の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人宮崎県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人日本サッカー協会：文書による「注意」処分とする。

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほか、別途処分を課することができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合
 - (1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。

また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。

- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加できることとする。3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

- 4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

- 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 次順位の選手の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加できることとする。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の参加は認めないものとする。

2) 団体競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の参加を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に参加できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加を直ちに中止させる。

(3) 競技会終了後

当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該大会及び次回大会以降の当該者・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国体委員会において審議の上、決定する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に参加できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会参加（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。
2. 参加資格違反については、違反した当該大会から1大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第14条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成20年4月25日より施行する。

※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成19年3月7日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。

2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、平成23年12月15日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成23年12月15日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第5条の2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成24年3月22日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成27年3月12日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成29年12月15日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1大会の参加禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。
- (2) 「1大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

- ① 新卒業者
- ② 結婚又は離婚に係る者
- ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
- ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
- ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。